

○大野城市建設工事執行規則（昭和59年3月31日規則第7号）

---

（趣旨）

第1条 大野城市の建設工事（以下「工事」という。）並びに工事に係る委託業務及び物品の購入又は借入等（以下「委託業務」という。）の執行に関しては、法令その他に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和62年規則1号〕

（工事の施行方法）

第2条 工事の施行方法は、直営又は請負とする。

（直営工事）

第3条 次の各号の一に該当する工事は、直営工事とする。

- （1）直営の方が効率的かつ適当なもの
- （2）急施その他の事由で請負契約を締結しえないもの
- （3）請負に付することが不相当と認められるもの

2 直営工事の施行手続については、別に定めるところによる。

（工事の委託）

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、工事の施行を国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれに準ずる者に委託することがある。

2 工事の委託手続については、この規則を準用する。

一部改正〔昭和62年規則1号〕

（契約の方法）

第5条 請負工事及び委託業務は、大野城市財務規則（昭和53年規則第3号。以下「財務規則」という。）の定めるところにより、一般競争入札、指名競争入札、又は随意契約により請負者又は受託者を定めて執行する。

（入札保証金及び契約保証金）

第6条 市長は、財務規則第88条に規定する入札保証金は、入札するときまでに、財務規則第103条に規定する契約保証金は、契約を締結するときまでに、それぞれ納付させなければならない。

2 前項に規定する入札保証金及び契約保証金の納付を有価証券をもつて行う場合は、入札・契約保証金預り台帳（様式第1号）によるものとする。

3 契約保証金額を変更する場合には、市長が必要と認める範囲で、契約保証金を増額又は減額することができる。

一部改正〔平成5年規則1号・9年6号〕

（契約保証金の還付）

第7条 契約保証金は、契約の履行後契約の相手方（以下「契約者」という。）から契約保証金預り証及び完成承認通知書の提示を受けて工事又は業務の完成を確認した後還付するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金等について別段の定めをしたときは、その定めたところによる。

追加〔昭和60年規則18号〕、一部改正〔平成9年規則6号〕

（最低制限価格）

第8条 市長は、必要があると認めて最低制限価格を設定したときは、入札者に対し、入札前にその旨を明らかにするものとする。

一部改正〔昭和60年規則18号〕

（入札結果の公表）

第9条 入札の結果及びその経緯については、市長が認める範囲において、これを閲覧方式により公表する。

一部改正〔昭和60年規則18号〕

（契約の締結）

第10条 入札による落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書（様式第2号）又は請書（様式第3号）により市長と契約を締結しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

一部改正〔昭和60年規則18号〕

(契約の変更)

第11条 財務規則第109条第1項の規定により契約の内容を変更するときは、遅滞なく変更契約書により行うものとする。ただし、軽微な変更については、契約変更請書により行うことができる。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次に掲げる以外のものをいう。

(1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

(2) 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が契約金額の20パーセント又は500万円を超えるもの

3 変更見込金額が当初の契約金額の30パーセントを超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

追加〔昭和60年規則18号〕、一部改正〔平成16年規則25号〕

第12条 削除

削除〔平成19年規則27号〕

(特定元方事業者の指定)

第13条 市長は、1つの場所において行われる工事を2人以上の請負人に請け負わせたときは、労働災害を防止するための必要な措置を講ずる特定元方事業者を指定しなければならない。

追加〔昭和60年規則18号〕

(施工計画書の提出)

第14条 市長は、契約金額が300万円を超える工事については、工程表とともに共通仕様書等に定めるところにより、工事の実施に必要な事項を記載した施工計画書を提出させなければならない。ただし、契約の内容その他の理由により市長が必要がないと認めるときは、提出を省略することができる。

追加〔昭和60年規則18号〕、一部改正〔平成9年規則6号〕

(前金払及び中間前金払)

第15条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条の規定により前金払をするときは、前払金の請負金額に対する割合を入札前に明らかにするものとする。

2 前項に規定する前金払は、財務規則第58条に定めるところによる。

3 中間前金払は、財務規則第58条の2に定めるところによる。

一部改正〔昭和60年規則18号・平成5年1号・13年24号〕

(部分払)

第16条 請負工事に関し、部分払ができるものは、財務規則第111条に規定する範囲内で次のとおりとする。

(1) 前金払の対象となる工事

工事履行期間が150日以上のもの

(2) 前金払の対象外の工事

工事履行期間が120日以上のもの

一部改正〔昭和60年規則18号・平成5年1号〕

(失業者吸収の報告)

第17条 市長は、工事の請負契約を締結するに当たり、緊急失業対策法(昭和24年法律第89号)第13条第1項の規定により失業者吸収の指定をしたときは、工事が完了した後、完成届とともに公共事業失業者吸収証明書提出させなければならない。

追加〔昭和60年規則18号〕

(建設業退職金共済制度の普及)

第18条 市長は、契約者が建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用するときは、建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を契約締結後7日以内提出させなければならない。

追加〔昭和60年規則18号〕、一部改正〔平成11年規則18号〕

(検査)

第19条 市長は、契約者より完成届が提出された場合は、工事については、大野城市建設工事検査要綱(昭和57年要綱第4号)に従い、委託業務については、財務規則第106条により検査を行わなければならない。

一部改正〔昭和60年規則18号〕

(かし担保)

第20条 契約の目的物に対するかしの修補又は修補に代え、若しくは修補とともに行う損害賠償の請求ができる期間は、契約の目的物の引渡しの日から次の各号に掲げる期間内に行うものとする。ただし、そのかしが契約者の故意又は重大な過失により生じた場合は、10年とする。

- (1) 木造の建築物等の建設工事又は設備工事 1年
- (2) コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事 2年
- (3) 前2号に定めるもの以外のもの 1年

2 前項の請求は、契約の目的物がかしのため滅失し、又はき損した場合には、同項に定める期間内で、かつ、滅失又はき損の日から6月以内にこれを行うものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、かし担保の期間を別に定めることができる。

全部改正〔平成19年規則27号〕

(違約金等の徴収)

第21条 契約者が違約金、損害金又は賠償金(以下「違約金等」という。)を定められた期限内に支払わないときは、市長は、その支払わない額に、定められた期限を経過した日から違約金等が納付される日までの日数に応じ年3.70パーセントの割合で計算した利息を付した額と契約保証金又は契約金額とを相殺し、なお不足があるときは、別にこれを徴収する。

2 前項の追徴をする場合においても、遅延日数につき年3.70パーセントの割合で計算した利息を付す。

追加〔昭和60年規則18号〕、一部改正〔平成19年規則27号・20年17号〕

(随意契約による場合の準用規定)

第22条 第10条の規定は随意契約による場合について準用する。この場合において同条第1項中「入札による落札者は、落札の通知を受けた日」とあるのは、「随意契約の相手方として決定された者は、当該通知を受けた日」、同条第2項中「落札者」とあるのは、「随意契約の相手方として決定された者」、「落札」とあるのは「随意契約」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和60年規則18号〕

(契約書に基づく通知等の様式)

第23条 建設工事請負契約書及び委託契約書に基づく通知等の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

追加〔昭和60年規則18号〕